

一般社団法人海部津島青年会議所
慶弔規定

第1条（目的）本規定は、会員の冠婚葬祭、その他の慶弔見舞に関する事項を規定するものである。

第2条（結婚祝金）会員が結婚した時は、下記の祝金を贈与する。

10,000円（但し初婚に限る）

第3条（出産祝金）会員に第一子誕生の時は、下記の祝金を贈与する。

5,000円

第4条（見舞金）会員が疾病、災害にて入院1週間以上、又はそれと同程度の自宅療養をした場合、下記の見舞金を贈与する。

5,000円

第5条（香典）会員又はその配偶者、父母、子（生後2週間以内の子を除く）が死亡した時は下記の香典を贈与する。

1. 正会員

（イ）本人死亡

10,000円と生花一対

（ロ）配偶者の死亡

5,000円と生花一対

（ハ）両親又は子女の死亡

3,000円と生花一対

（ニ）同居の祖父母の死亡

3,000円と生花一対、伽見舞、弔電

2. 特別会員

（イ）本人の死亡

10,000円と生花一対

3. 賛助会員 会員の死亡

10,000円と生花一対

（但し、賛助役員のうち法人会員の場合は、その代表者のみを適用範囲とする。）

また、理事長・副理事長・専務理事のいずれも葬儀に参列できない場合においては、弔電を送ることとする。）

第6条（通知義務）会員は本規定に該当する事項が発生した時は、直接もしくは他の会員を通じて遅滞なく事務局に届け出るものとする。

該当事項の発生会員を周知したる会員もこれに準ずるものとする。

第7条（その他）この規定の解釈に疑義を生じたる場合、又は定められていない事例が生じ時（風水害、火災等）は、正副理事長及び専務理事が協議決定の上理事会に報告する。

第8条 本規定の金額はこれに該当する物品を以って代えることが出来る。